

令和 8年 4月 24日

お客様各位

道路運送車両法違反に係る行政処分について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社プラザ日進中央にて道路運送車両法の違反が発生し、国土交通省中部運輸局より下記の行政処分を受けましたのでご報告申し上げます。

本件により弊社をご愛顧くださるお客様、ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛け致しますこと心よりお詫び申し上げます。弊社は今回の行政処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けた取り組みとお客様の信頼回復に尽力してまいります。

記

【行政処分内容】

- ・処分対象： ネットヨタ中部 株式会社 プラザ日進中央
- ・違反内容： 適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった
- ・違反台数： 1台 ※お車をお引き取りし、保安基準に適合するよう整備実施済み
- ・停止期間： (1)特定自動車整備事業の事業停止
令和8年4月25日～5月4日の10日間
(2)指定整備自動車整備事業の保安基準適合証等の交付停止
令和8年4月25日～5月9日の15日間

【停止期間中の対応について】

当該店舗へのサービス入庫につきましては、お客様のご意向を伺い、弊社近隣店舗に回送して車検、点検、整備を実施させていただきます。

【再発防止に向けた取り組み】

作業手順の見直しや該当法令の社内教育・研修を実施し、確実な整備の実施と検査の徹底を図ってまいります。また、整備品質の確認・管理体制を一層強化し、お客様に安心いただけるサービスのご提供に努めてまいります。

ネットヨタ中部 株式会社
代表取締役社長 石川 量章

【本件に関するお問い合わせ】

お客様相談室 :0120-010-391 (10:00~18:00)

プラザ日進中央:0561-75-2106 (10:00~18:00)

定休日:月曜日・その他不定休